

## 新たに改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」の 施行に当たって

田邊 仁<sup>†</sup> (環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長)



動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)は、制定と平成11年及び17年の改正いずれも「議員立法」により行われており、今回の3度目の改正も議員立法により行われた。本稿では改正に至る経緯とその概要について紹介することとしたい。動物虐待を発見した場合の通報の努力義務規定やマイクロチップ義務化に向けた検討など獣医師と関連の深い内容が多く追加されたことから、改正法の施行(平成25年9月目途)に向けてご協力いただきたい。

### 1 中央環境審議会動物愛護部会での議論

平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、これに従えば平成23年が検討を加えるべき年であったが、課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていたことから、平成22年8月に中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置して議論を始めた。同小委員会は、法律、動物行動学、獣医学、業界、動物愛護団体など様々な分野の委員によって構成され、計25回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。議論の結果については、「動物取扱業の適正化」とそれ以外の事項について別々に取りまとめ、パブリックコメントを実施した。その結果「動物取扱業の適正化」については約12万件、それ以外の事項については約5万件を超える意見が寄せられた。この結果等も踏まえ、平成23年12月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられた。主な論点は以下のとおりであるが、項目によっては小委員会としての意見が一つにまとまらず、両論併記や複数の意見が記載されたものとなった。

- ・深夜の生体展示規制
- ・移動販売(移動時、移動場所(イベント会場等)で

の飼養基準の設定)

- ・対面販売・対面説明・現物確認の義務化(ネット販売の可否を含む)
- ・犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢(数値規制導入の可否、具体的日齢(45日齢, 7週(49日)齢, 8週(56日)齢))
- ・犬猫の繁殖制限措置(繁殖回数・年齢規制の可否)
- ・飼養施設の適正化(ケージの大きさ等の具体的数値規制の可否)
- ・動物取扱業への追加(動物オークション市場, 火葬埋葬業者, 両生類・魚類販売業者, 老犬・老猫ホーム, 動物愛護団体等)
- ・関係法令(種の保存法等)違反時の登録拒否・取消・許可制の導入
- ・虐待の防止(取締り強化(一時保護, 司法警察権), 闘犬等の扱い等)
- ・多頭飼育の適正化
- ・自治体の収容施設(収容施設の基準等)
- ・犬猫の引取り義務の見直し
- ・特定動物(対象動物の見直し等)
- ・実験動物の取扱い(現行の自主管理を強化すべきか, 動物実験施設の届出制等を導入すべきか)
- ・産業動物の取扱い
- ・マイクロチップの義務化
- ・不妊去勢の義務化
- ・罰則強化
- ・災害対応

### 2 政省令改正による先行措置について

動物取扱業の適正化に関して、小委員会やパブコメで意見の対立がほとんど見られず、取り急ぎ措置すべきであり、法改正を伴わない事項(オークション市場, 動物を譲り受けてその飼養を行う者の動物取扱業への追加, 犬及び猫の夜間展示禁止)については、法改正に先行して、本年1月に動物愛護管理法施行令等の改正により措置し、本年6月1日に施行した。いわゆる「猫カフェ」と呼ばれる営業形態が代表的なものとして挙げられる

<sup>†</sup> 連絡責任者: 田邊 仁(環境省自然環境局総務課動物愛護管理室)

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2 ☎03-3581-3351 FAX 03-3508-9278

「成猫（1歳以上の猫）を自由に休憩場所等へ移動できる形で展示する場合」については、一定の経過措置を設けることとした。

### 3 国会等での議論

平成24年に入ってから、各党において有識者等からのヒアリングや「動物愛護管理のあり方検討報告書」も参考にした議論が本格的に行われ、与党民主党により、5月末に改正法骨子案が取りまとめられた。これを踏まえ6月からは与野党協議が始まり、実務者の間で9回にわたって議論が行われ、8月中旬に改正法案が取りまとめられた。

衆議院では、8月28日に環境委員長により改正法案が提案され、全会一致で可決。参議院でも29日に全会一致で可決し、成立。9月5日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（法律第79号）」が公布された。

### 4 改正法の概要

#### (1) 動物取扱業の更なる適正化

今回の改正の目玉は、いわゆるペットショップを始めとする動物取扱業者のうち、犬猫の繁殖や販売を行う事業者（犬猫等販売業者）に対する規制強化である。具体的には、犬猫等販売業者に以下の事項を義務付けるものである。

- ① 幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守
- ② 飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保
- ③ 販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保
- ④ 犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止
- ⑤ 犬猫等の所有状況の記録・報告

なお、④の「56日」については、施行後3年間は「45日」、その後別に法律で定める日までの間は「49日」とすることが附則第7条に規定された。犬猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢については、平成17年改正を受けた中央環境審議会動物愛護部会における議論でも今後の検討課題とする附帯意見が付けられたほか、小委員会でも複数意見を併記したのみで結論が出せなかった課題であったが、経過措置を設けた上で56日を目指すという形となった。「その後別に法律で定める日」については、ブリーダー等の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の充実などを踏まえて施行後5年以内に検討することが附則に規定された。

これらのほか、インターネットによる販売は、従来から飼い主に対する動物の特性、遺伝性疾患及び疾病の有

無等の事前説明や確認が不十分であるという問題点が指摘されていたことから犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明が義務付けられた。これは、インターネットの利用そのものを規制するものではないが、あらかじめ現物確認と対面説明を行うことを義務付けるものである。また、動物取扱業者全体に対しても、感染性の疾病の予防措置や、販売が困難になった場合の譲渡しについて努力義務として明記された。

また、第二種動物取扱業として、飼養施設を設置して動物の譲渡等を営利性が認められない業として行う者に対し、飼養施設を設置する場所ごとに、取扱う動物の種類及び数、飼養施設の構造及び規模、管理方法等について、都道府県知事等への届出を義務付けることとした。

#### (2) 多頭飼育の適正化

従来より、多頭飼育は適正飼養や周辺の生活環境に係る問題につながりやすいことが指摘されており、現行法上も周辺の生活環境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在している。また、一部の自治体では条例によって多頭飼育者に対する届出制度を導入している。今回の改正では、騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容が明確化された。更に、多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態が、勧告・命令の対象に追加された。虐待のおそれのある事態については、環境省令で規定される。また、条例に基づき講じることができるとして多頭飼育者に対する届出制度が明記された。

#### (3) 犬及び猫の引取り拒否

都道府県の業務として犬猫の引取りが行われているが、今回の改正では、都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由（動物取扱業者からの引取りを求められた場合等）が明記された。引取りを求める相当の事由がないと認められる場合（くり返し引取りを求められた場合等）については、終生飼養の趣旨に照らして環境省令で定めることとしているが、そのような場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するために必要と判断される場合は引取りをすることとなる。

また、現在でも殺処分数を減らすために都道府県等で返還・譲渡の取り組みが行われているところであるが、引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が設けられた。

#### (4) 災害対応

災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加された。また、東日本大震災の対応では数多くのボランティアも参画し行政と協力してきたところであるが、動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力が追加された。

## (5) 罰 則

小委員会報告書でも「どのような行為が動物虐待に当たるかについて動物虐待罪の構成要件をより明確にする必要がある」とされていたところであるが、酷使、疾病の放置等の虐待の具体的事例が明記された。また、愛護動物の殺傷、虐待、無登録動物取扱、無許可特定動物飼養等について罰則が強化された。愛護動物の殺傷を例に挙げると、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金となり従来の2倍になっている。

## (6) そ の 他

犬猫等販売業者と獣医師との連携、動物虐待等を発見した場合の獣医師による通報の努力義務規定、附則ではあるが、販売される犬猫等にマイクロチップを装着すること等の推進及びその装着を義務付けることに向けての検討が規定されている。

また、本年4月に秋田県鹿角市のクマ牧場において逸走事案が発生し、その後のクマの処遇が問題となったことを踏まえ、特定動物の飼養保管許可に当たっての申請

事項に、「特定動物の飼養が困難になった場合の対処方法」が加えられた。

## 5 お わ り に

今回の改正法では、法の目的に「人と動物が共生する社会の実現を図る」こと、動物の所有者等の責務として「動物愛護及び管理に関する責任」、「終生飼養」、「適正な繁殖」にかかる措置等が明記されるなど、「動物の愛護及び管理」の方向性が明確に示されており、動物取扱業に係る規制強化だけではなく、いわゆる「飼い主責任」も明確にした内容となっている。また、これまで課題とされていた多くの事項について改正されたところであるが、積み残された課題もあることから、附則に規定された5年後の施行状況の検討までに多くの科学的知見の蓄積等が必要となる。このためにも行政、獣医学、動物行動学等の学界、業界、民間団体等の協力体制の構築が求められる。